

豊田市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、豊田市機構集積協力金（以下「協力金」という。）に関し、実施要綱及び豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的、事業内容及び補助率)

第2条 この要綱に基づき協力金を交付する事業の種類、目的、補助対象事業者、補助対象経費は別表1、交付単価は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 協力金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、協力金の交付を受けようとする年度の3月10日までに、豊田市機構集積協力金交付申請書兼実績報告書（様式第1号及び第2号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 記載内容を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において協力金の交付の決定をし、豊田市機構集積協力金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(交付の除外要件)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第3条の規定により協力金等の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営

に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(協力金の交付等)

第6条 第4条の決定通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに協力金の請求をし、市長は、この請求に基づき協力金を交付するものとする。

(帳簿等の備付け)

第7条 交付決定者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備管理し、協力金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 保管する期間は、補助事業の完了年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(検査)

第8条 市長は、協力金に係る予算の執行の適正を期するため、交付決定者の報告に基づき、帳簿等関係書類等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は協力金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、協力金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した協力金の一部若しくは全部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は協力金の交付決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 協力金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 協力金の運用又は協力金の執行方法が不適当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は協力金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (5) 第8条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (6) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

別表 1

事業の種類	目 的	補助対象事業者	補助対象経費
機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金)	地域の中心となる経営体（担い手 ¹⁾ ）へ農地集積・集約することで、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。	農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域	地域の中心となる経営体への農地集積・集約に要する経費

別表 2（1）地域集積協力金の交付単価

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超80%以下	2.8万円／10a
	80%超	3.4万円／10a

注 1）機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価は、0.5 を乗じた交付単価とする。

注 2）機構の活用率＝(機構への貸付総面積＋機構の農作業委託総面積)／地域の農地面積

注 3）再交付申請する場合は、前回交付を受けた区分より高い区分で申請

別表 2（2）集約化奨励金の交付単価

交付要件	交付単価
地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 10 ポイント以上増加	1 万円／10a
地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 20 ポイント以上増加	3 万円／10a
同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積若しくは目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積の団地又は独立した 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度に 1.5 倍以上	3 万円／10a

注 1）機構を通じた農作業受託の農地面積の交付単価は、0.5 を乗じた交付単価とする。

注2) 目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地面積の交付単価は、0.5を乗じた交付単価とする。

1) 担い手：次のいずれかの経営体をいう。

①認定農業者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人

②認定新規就農者

基盤強化法第14条の4の規定に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

③基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなすことができる経営体

④集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

ア 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体

イ 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

2) 機構の活用率：機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{累積の貸付面積（6年未満の農地も含む）}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

※「対象期間内の貸付面積」：原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積

※「再貸付面積」：対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積

※「対象期間前の貸付面積」：対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積

3) 中山間地域：次の全てに該当する地域をいう。

①中山間地農業ルネッサンス事業実施要項（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

②「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること。

豊田市機構集積協力金
交付申請書兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	地域名	(集落名や字名など)				
	フリガナ					
	代表者氏名					
	住 所	(〒 -)				
		都道			市区	
		府県			町村	
電 話	—	—	FAX	—	—	

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所 在	地 番	地 目	面 積	農地所有者の 氏名	新たな担い手に集 積注3は○を記入	備考
			m ²			
			m ²			
			m ²			
交付申請面積(合計面積)		A	m ²	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入 してください。		
		B	a			
地域の農地面積 C			m ²			
対象期間内の貸付面積 D			m ²			
再貸付面積 E			m ²			
機構の活用率 (D-E) / C)			%			
一般地域 ☐ 80%超						
中山間地域 ☐ 60%超 80%以下 ☐ 80%超						

- 注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- 注2 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- 注3 「新たな担い手に集積」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間、継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が機構を介して担い手に貸付け等されることをいいます。

交付申請金額		円
--------	--	---

(	一般地域交付単価		中山間地域交付単価	
	80%超	28,000 円/10a	60%超 80%以下	28,000 円/10a
			80%超	34,000 円/10a

(2) 使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 添付書類

- ア 別紙様式第3号（交付申請対象農地の所有者全員の同意書）
- イ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- ウ 「地域」の規約等
- エ 「地域」における地域づくりの話し合いに係る議事録
 （下記の項目について地域の同意が明らかになっていること）
 - (ア) 地域で農地中間管理機構へ貸し出す農地
 - (イ) 使途や執行計画
 - (ウ) 管理方法（協力金の受取者・管理者、協力金を管理する口座等）
 - (エ) 議事録署名者
- オ その他豊田市長が必要と認める書類

豊田市機構集積協力金
交付申請書兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	地域名	集落名や字名など			
	フリガナ				
	代表者氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道 府県		市区 町村	
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地番	地目	面積	農地所有者の氏名	備考
			m ²		
			m ²		
			m ²		
交付申請面積(合計面積)		A	m ²	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。	
		B	a		
地域の農地面積	C		m ²		
実施前圃地農地面積 (m ²)	D		m ²		
実施前圃地化率 (%)	E (C÷D)		%		
実施後圃地農地面積	F		m ²		
実施後圃地化率	G (C÷F)		%		
ポイント	(G-E)				
☐ 10ポイント以上増加 ☐ 20ポイント以上増加					

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円
--------	---

(交付単価 10 ポイント以上増加 10,000 円/10a
20 ポイント以上増加 30,000 円/10a)

(2) 使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 添付書類

- ア 別紙様式第3号（交付申請対象農地の所有者全員の同意書）
- イ 交付要件を満たしていることがわかる書類（別紙様式第5号又は別紙様式第6号）
- ウ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- エ 「地域」の規約等
- オ 「地域」における地域計画の話し合いに係る議事録
（下記の項目について地域の同意が明らかになっていること）
 - (ア) 地域で農地中間管理機構へ貸し出す農地
 - (イ) 使途や執行計画
 - (ウ) 管理方法（協力金の受理者・管理者、協力金を管理する口座等）
 - (エ) 議事録署名者
- カ その他豊田市長が必要と認める書類

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業欠世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業レゾナンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他助すべき事業等がある場合は助すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 (※ その他助する機関があれば助すること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏名（代表者名）

※ 交付申請対象農地の所有者全員の同意書を申請書に添付してください。

様式第4号（第4条関係）

豊田市機構集積協力金交付決定通知書兼確定通知書

豊農企発第 号

年 月 日

様

豊田市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊田市機構集積協力金については、
豊田市機構集積協力金交付要綱第4条の規定により、下記の通り交付の決定及び額の確定をしまし
たので、通知します。

記

1 事業名

豊田市機構集積協力金交付事業

2 協力金額

金 円

3 協力金交付の条件等

事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市機構集積協力金交
付要綱に従わなければならない。

集約化奨励金（団地面積割合のポイント増加）

堆场名	
对象地区名	

	事業実施前の1ha以上の団地面積
--	------------------

事業実施前の1ha以上の団地面積				新たに団地化した面積					
団地番号	所在、地番	面積 (㎡)		所在、地番	転貸面積 (㎡)	農作農地転 入面積 (㎡)		その他面積 (㎡)	
			内事業農地転 入				内農地付対象		内農地付対象
耕作者（氏名）									
小 計		0	0	小 計	0	0	0	0	0
耕作者（氏名）									
小 計		0	0	小 計	0	0	0	0	0
合 計		0	0	合 計	0	0	0	0	0

	事業実施前の1ha未満の田畑田圃
--	------------------

	所在、地番	面積 (㎡)	内事業用地延	所在、地番	聴覚面積 (㎡)	内交付対象	農作物販売 面積 (㎡)	内交付対象	その他面積 (㎡)
閉鎖番号									
耕作区（氏名）									
小　　計				0	0	0	0	0	
閉鎖番号									
耕作区（氏名）									
小　　計				0	0	0	0	0	
合　　計				0	0	0	0	0	

	事業実施前の団地面積
--	------------

	所在、地雷	面積 (㎡)	内事業家施設	所在、地雷	貯蔵面積 (㎡)	内受付対象	処理日数
旧地雷番号							
新作者（氏名）							
小計		0	0	小計	0	0	
旧地雷番号							
新作者（氏名）							
小計		0	0	小計	0	0	
合計		0	0	合計	0	0	

「地域」の農地面積 (㎡)

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

※地域ごとに別業にしてください。

※耕作者は畑の手以外の者も食みます。

※「地域」の農地面積は、「地域」内の農振区域内の農地面積から市民農園等を除いた面積を農地台帳に基づき算出した。

※①事業実施前の1ha以上の団地面積は、同一の担い手が耕作する1ha以上の団地面積を記入してください。

[illegible]

※(2)事業高麗期の1Raを閉路地の面積は、事業高麗期の時の値の手が親作している面積を記入してください。

※③事業実施前の田地面積は、目標地図において農業を営む者が位置付けられていない農地で同一の担い手が耕作している面積を記入してください。

※新たに団地化した面積は、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積にのみ適用。事業実施年度前年度の12月末日と目標年度前年度の12月末日との増加した団地面積を計算していただく。

※転貸面積は、借入れの終了期間が6年以上の案件である。事業計画年度の前年度の3月から目標年度の3月末までに借入れから転貸された借入面積

[illegible]

※ 農作物販売地価は、対象農産物の販売地価以外の農産地価であり、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに情報を通知し、農作物販売地価を記入していただく。

[illegible]

そのほか他国横ばい、他国への旅行期間が半年未満の横ばい、居住地を定住する旅行先と定めた居住地を記入してください。

調査年度	調査年度前年度	調査年度前々年度
調査年度	調査年度前年度	調査年度前々年度

※『新撰』裏表紙には、新撰裏表紙題名に田記の一部が漏脱していたが、昭和や戦後の付録と見做す『新撰』裏表紙には田記が正確に除かれたり漏脱以外に記入してあった。	没付対象面積（受託）（a）	0 I
---	----------------------	------------

※内交付対象は、過去に地域集積協力金（集約化タイプ）及び集約化奨励金の交付対象以外の農地面積を記入してください。

なお図において、市界間域内に相当する新たに田畑化した面積を交付対象面積とする場合、1田地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域に該当する場合4.0ha、中山間地域に該当する場合、2.0haとします。

[illegible]

※ 図 1 標地図において、**標高**を記入する者が位置付けられていない**標高**の団地化に取り組み場合は、以下のいずれかの成果目標を設定することとし、設定した目標番号を成果目標欄に記入してください。

目録① 販売費又は所得額の10%以上の増加
目録② 生産費の10%以上の削減

目標③ 超過作業時間の10%以上の削減
 目標④ その他（その他の目標を設定する場合は、事前に協議を行うこと）

	I/2)*J/10
--	-----------

実施前田圃総農地面積 (㎡)	0	B
実施前田圃地化率 (%)	田IV/01	C=B/A
実施後田圃総農地面積 (㎡)	0	D
実施後田圃地化率 (%)	田IV/01	E=D/A
ポイント	田IV/01	F=E-C
交付対象面積 (転貸①) (a)	0	G
交付対象面積 (転貸②) (受け皿タイプ) (a)	0	H
交付対象面積 (受託) (a)	0	I
交付単価 (円/10a)		J
地域への交付額 (円)	0	K=(G+H+I)×J

(別紙様式第6号)

農約化奨励金（平均面積1.8倍）

耕作層（氏名）

①1ha以上団地

団地 番号	事業実施前の1ha以上の団地面積		
	所在、地番	面積 (㎡)	内事業実施後
	小 計	0	0
	小 計	0	0
	合 計	0	0

②1ha未満団地が1ha以上の団地化

団地 番号	事業実施前の1ha未満団地の面積		
	所在、地番	面積 (㎡)	内事業実施後
	小 計	0	0
	小 計	0	0
	合 計	0	0

③1ha以上団地に農薬を担う者が位置付けられていない農地

団地 番号	事業実施前の団地面積		
	所在、地番	面積 (㎡)	内事業実施後
	小 計	0	0
	小 計	0	0
	合 計	0	0

④事業実施後、1ha未満の団地

番号	事業実施前の耕作層が耕作する農地	
	所在、地番	面積 (㎡)
	合 計	0

地域名

対象地区名

団地 番号	事業実施後の1ha以上の団地面積					
	所在、地番	転貸面積 (㎡)	内交付対象	農作業委託 面積 (㎡)	内交付対象	その他面積 (㎡)
	小 計	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0

団地 番号	事業実施後の1ha以上の団地面積					
	所在、地番	転貸面積 (㎡)	内交付対象	農作業委託 面積 (㎡)	内交付対象	その他面積 (㎡)
	小 計	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0

団地 番号	事業実施後の1ha未満団地の面積			
	所在、地番	転貸面積 (㎡)	内交付対象	成農目標
	小 計	0	0	
	小 計	0	0	
	合 計	0	0	

「地域」の農地面積（㎡）
A

【記載上の注意】

※耕作層などは別項にしてください。

※耕作層は担い手以外の者も含みます。

※「地域」の農地面積は、「地域」内の農薬区域内の農地面積から市民農園等を除いた面積を農地台帳に基づき記載してください。

※①事業実施前の1ha以上の団地面積は、同一の担い手が耕作する1ha以上の団地面積を記入してください。

※②事業実施前の1ha未満団地の面積は、事業実施前の同一の担い手が耕作している面積を記入してください。

※③事業実施前の団地面積は、目標地帯において農薬を担う者が位置付けられていない農地で同一の担い手が耕作している面積を記入してください。

※④新たに団地化した面積は、同一の耕作層又は目標地帯において農薬を担う者が位置付けられていない農地の耕作層が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積を記入してください。

※転貸面積は、収穫への交付期間が3年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに収穫から転貸された農地面積を記入してください。

※農作業委託面積は、対象期間内の転貸面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに収穫を通じて農作業委託した農地面積を記入してください。

※その他面積は、収穫への交付期間が3年未満の農地、農地法3条許可を受けた農地等を記入してください。

※内事業実施後は、事業実施前は団地の一部を構成していたが、解約や農地の付け替え等で事業実施後には団地から除かれる農地以外を記入してください。

※内交付対象は、通常は地味農産物の産（農約化タイプ）及び農約化奨励金の交付対象以外の農地面積を記入してください。

※⑤⑥において、対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域に該当する場合4.0ha、中山間地域に該当する場合、2.0haとします。

※目標地帯において農薬を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り込む場合には、以下のいずれかの成農目標を達成することとし、達成した目標を号を成農目標欄に記入してください。
目標① 従来額又は前年度の10%以上の増加
目標② 生産コストの10%以上の削減
目標③ 収穫作業時間の10%以上の削減
目標④ その他（その他の目標を達成する場合は、事前に協議を行うこと）

※数が不足する場合には適宜追加してください。

実施前の1ha以上の団地面積の割合（%） $\text{BDIV}/\text{O1}$ B

実施前の転作層が耕作する農地の団地数 C

実施前の耕作層が耕作する面積（㎡） 0 D

事業実施前の平均農地面積 $\text{BDIV}/\text{O1}$ E=D/C

実施後の耕作層が耕作する農地の団地数 P

実施後の耕作層が耕作する面積（㎡） 0 G

事業実施前の平均農地面積 $\text{BDIV}/\text{O1}$ H=G/P

増加割合 $\text{BDIV}/\text{O1}$ I=H-E

交付対象面積（転貸①）（a） 0 J

交付対象面積（転貸②）（受け皿タイプ）（a） 0 K

交付対象面積（受託）（a） 0 L

地域への交付額（円） 0 $\text{H} \times \text{J} + \text{K} \times 2 + \text{L} \times 2 \times 3000$